

京都府公報

号外 第25号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4087

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

条 例	ページ		
○住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例 (自治振興課)	2	○京都府保健所長に権限を委任する規則等の一部を改正する規則 (薬務課)	4
○京都府手数料徴収条例及び京都府薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例 (薬務課)	3	○京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業等の立地促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (産業立地課)	6
○京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業等の立地促進に関する条例の一部を改正する条例 (産業立地課)	〃	告 示	
		○京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業等の立地促進に関する条例施行規則第12条の規定により保育所に準じる施設を定める告示 (産業立地課)	15
規 則		○遊泳区域の指定解除 (丹後広域振興局)	〃
○住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則 (自治振興課)	4		

本号で公布された条例のあらまし

◇住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例 (京都府条例第37号) (自治振興課)

1 改正の理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律 (令和元年法律第16号) による住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号) の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

- (1) 知事が附票本人確認情報を利用して遂行する条例で定める事務は、本人確認情報を利用して遂行する事務として条例で定められたものとする事とした。(第7条関係)
- (2) 知事が附票本人確認情報を提供する執行機関は、本人確認情報を提供する執行機関として条例で定められたものとし、当該附票本人確認情報の提供に係る事務は、当該執行機関が処理する事務として条例で定められたものとする事とした。(第8条関係)
- (3) 他の執行機関への附票本人確認情報の提供方法については、本人確認情報の提供方法に係る規定を準用することとした。(第9条関係)
- (4) その他所要の規定整備を行うこととした。(第4条、第10条、別表第2関係)

3 施行期日

令和6年7月8日

◇京都府手数料徴収条例及び京都府薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例 (京都府条例第38号) (薬務課)

1 改正の理由

大麻取締法（昭和23年法律第124号）及び麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 京都府手数料徴収条例（平成12年京都府条例第1号）

ア 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号。以下「改正法」という。）の施行の日の前日までの間、準備行為としてなされる改正法附則第6条の規定による大麻草採取栽培者の免許の申請に対する審査手数料を徴収することとした。（第1条（附則）関係）

イ 大麻取締法の題名の改正及び大麻取扱者免許等に係る制度の改正に伴い、所要の規定整備を行うこととした。（第1条（別表第2）関係）

(2) 京都府薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年京都府条例第52号）

大麻が麻薬及び向精神薬取締法に定める麻薬に含まれることとなることに伴い、所要の規定整備を行うこととした。（第2条（第2条、第16条）関係）

3 施行期日等

(1) 施行期日

改正法の施行の日。ただし、2の(1)のアは、令和6年7月8日

(2) 経過措置

改正法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例により行う事務について所要の経過措置を定めることとした。

◇京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業等の立地促進に関する条例の一部を改正する条例（京都府条例第39号）（産業立地課）

1 改正の理由

地域再生法（平成17年法律第24号）及び地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）の一部改正等に伴い地方における企業の拠点強化に関する課税の特例等が拡充されたこと等に伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

地域再生法の規定により課税の特例等の対象となる施設に追加された、特定業務施設等の新設に併せて整備される児童福祉施設を不動産取得税軽減の対象とすることとした。（第9条関係）

3 施行期日

令和6年7月8日

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

京都府手数料徴収条例及び京都府薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例

京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業等の立地促進に関する条例の一部を改正する条例

令和6年7月8日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府条例第37号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成14年京都府条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「執行機関」を「他の執行機関」に改め、同条中「前条各号に掲げる執行機関」を「知事以外の府の執行機関（以下「他の執行機関」という。）」に改める。

第7条を第10条とし、第6条の次に次の3条を加える。（附票本人確認情報を利用することができる事務）

第7条 法第30条の44の6第1項第2号に規定する条例で定める事務は、第2条各号に掲げる事務とする。

（附票本人確認情報を提供する執行機関及び事務）

第8条 法第30条の44の6第2項第2号に規定する条例で定める執行機関は、第3条各号に掲げる執行機関とし、同号に規定する条例で定める事務は、当該各号に掲げる執行機関が行う当該各号に定める事務とする。

（他の執行機関への附票本人確認情報の提供方法）

（他の執行機関への附票本人確認情報の提供方法）

（他の執行機関への附票本人確認情報の提供方法）

第9条 第4条の規定は、知事が行う法第30条の44の6

第2項（第2号に係る部分に限る。）の規定による法第30条の41第4項に規定する都道府県知事保存附票本人確認情報のうち住民票コード以外のものの他の執行機関への提供について準用する。
別表第2中「知事以外の府の」を「他の」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京都府条例第38号

京都府手数料徴収条例及び京都府薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例

（京都府手数料徴収条例の一部改正）

第1条 京都府手数料徴収条例（平成12年京都府条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（大麻草採取栽培者の免許の申請に対する手数料）

8 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）の施行の日の前日までの間に限り、同法附則第6条の規定による大麻草採取栽培者の免許の申請に対する審査については、1件につき6,830円の手数料を徴収する。

別表第2の4の項中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に、「大麻取扱者免許」を「大麻草採取栽培者の免許」に改める。

（京都府薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正）

第2条 京都府薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年京都府条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同条第3号中「第2条第1号」を「第2条第1項第1号」に、「麻薬、同条第4号」を「麻薬（同条第2項の規定により麻薬とみなされる物を含む。）、同条第1項第4号」に、「同条第6号」を「同項第6号」に改め、同条中同号を第2号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第16条第1項中「第6号」を「第5号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、第1条中京都府手数料徴収条例附則に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第1条の規定による改正前的大麻取締法（昭和23年法律第124号）に基づく大麻取扱者の登録事項の変更等の事務についての第1条の規定による改正後の京都府手数料徴収条例別表第2の4の項の規定の適用については、同項中「大麻草の栽培の規制に関する法律」とあるのは「大麻取締法及び

麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前的大麻取締法」と、「大麻草採取栽培者の免許の申請に対する審査等」とあるのは「大麻取扱者の登録事項の変更等」と、「6,830円」とあるのは「3,260円」とする。

京都府条例第39号

京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業等の立地促進に関する条例の一部を改正する条例

京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業等の立地促進に関する条例（平成13年京都府条例第40号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「次項第1号」の右に「又は第2号」を加え、同号ウ中「同法第68条の9第8項第6号」を「法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第6項」に、「中小連結法人」を「中小通算法人」に改め、同号エ中「従業員が」を「従業員（専ら次項第2号に掲げる施設の業務に従事する従業員を除く。以下エにおいて同じ。）が」に改め、同項第2号中「次項第2号」を「次項第3号又は第4号」に改め、同号イ中「対象設備」の右に「（次項第3号に掲げる施設に係るものに限る。）」を、「従業員」の右に「（専ら次項第4号に掲げる施設の業務に従事する従業員を除く。）」を加え、同条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 地域再生法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設であって、その整備に係る事業が次に掲げる要件の全てに該当するもの
 - ア 認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に地域再生法第5条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業としてその整備に係る事業が記載されていること。
 - イ 当該特定業務施設が府の区域外から府内に移転して新設され、又は増設されるものであること。ただし、当該特定業務施設と同種の業務施設を府内に有していないと認められる場合に新設され、又は増設されるものであるときは、この限りでない。

第9条第2項第2号中「除く」の右に「。第5項において「特定地域業務施設」という」を加え、同項中同号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 前号に掲げる施設の新設に併せて整備される地域再生法第5条第4項第5号に規定する特定業務児童福祉施設であって、その整備に係る事業が当該新設をされる施設に係る認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載されているもの
第9条第2項に次の1号を加える。
- (4) 前号に掲げる施設の新設に併せて整備される当該施設の従業員の児童に係る保育所その他の規則で定

める児童福祉施設であって、その整備に係る事業が当該新設をされる施設に係る同号の認定に係る計画に記載されているもの

第9条第4項中「第2項第2号」を「第2項第3号及び第4号」に、「特定整備事業」を「特定地域整備事業」に、「同号に規定する」を「当該特定地域整備事業の実施に関する」に改め、同条第5項中「特定整備事業」を「特定地域整備事業」に改め、同項第1号中「の事業」を「に規定する事業（当該特定地域整備事業に同項第4号に規定する事業が含まれるときは、同項第1号及び第2号に規定する事業）」に改め、同項第2号中「業務施設が」を「特定地域業務施設が」に改め、同号ただし書中「業務施設と」を「特定地域業務施設と」に改め、同項第3号中「(当該」を「(専ら第2項第4号に掲げる施設の業務に従事する従業員を除く。以下この号において同じ。)(当該」に、「業務施設」を「特定地域業務施設」に、「特定整備事業」を「特定地域整備事業」に改め、同条第7項中「特定整備事業」を「特定地域整備事業」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

次に掲げる規則をここに公布する。

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則
京都府保健所長に権限を委任する規則等の一部を改正する規則

京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業等の立地促進に関する条例施行規則の一部を改

正する規則

令和6年7月8日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府規則第40号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則(平成14年京都府規則第32号)の一部を次のように改正する。

第1条中「住民基本台帳法施行条例」を「別表第1の左欄に掲げる住民基本台帳法施行条例」に改め、「」別表第1」の右に「の各項」を、「事務は、」の右に「同欄に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ」を加える。

第2条中「もの」を「事務」に改める。

第3条の前の見出し中「知事以外の」を「他の」に改め、同条中「条例別表第2」を「別表第3の左欄」に、「別表第3」を「同表」に改める。

第4条中「もの」を「事務」に改める。

第5条を次のように改める。

(本人確認情報等の提供方法)

第5条 条例第4条第1号及び第2号(これらの規定を条例第9条において準用する場合を含む。)の規定による送信又は送付の方法は、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準(平成14年総務省告示第334号)に基づき、電子計算機を操作する方法とする。

別表第2の3の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

京都府規則第41号

京都府保健所長に権限を委任する規則等の一部を改正する規則

(京都府保健所長に権限を委任する規則の一部改正)

第1条 京都府保健所長に権限を委任する規則(昭和55年京都府規則第21号)の一部を次のように改正する。

別表の1の前に次のように加える。

備考 この表の1から5までの各表の右欄の用語の意義及び字句の意味は、それぞれこれらの表の左欄に掲げる法令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

別表の1の表、2の表、3の表及び4の表中

委任する事務	を
--------	---

法 令	委任する事務

に改め、別表の5の表中

委任する事務	

を

法 令	委任する事務

に改め、同表大麻取締法（昭和23年法律第124

号）の項中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に、「その他の」を「当該」に改め、同表麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）の項の(1)中「その他の」を「当該」に改める。

（京都府手数料徴収条例施行規則の一部改正）

第2条 京都府手数料徴収条例施行規則（平成12年京都府規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2の4の項中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に、「大麻取扱者免許の」を「大麻草採取栽培者の免許の」に、「大麻取扱者免許申請手数料」を「大麻草採取栽培者免許申請手数料」に改め、同表の5の項中「大麻取締法第10条第5項」を「大麻草の栽培の規制に関する法律第6条第3項」に、「大麻取扱者の」を「大麻草採取栽培者の」に、「大麻取扱者登録変更手数料」を「大麻草採取栽培者登録変更手数料」に改め、同表の6の項中「大麻取締法第10条第6項」を「大麻草の栽培の規制に関する法律第7条第3項」に、「大麻取扱者免許証の」を「大麻草採取栽培者の免許証の」に、「大麻取扱者免許証再交付手数料」を「大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」に改める。

（京都府薬物の濫用の防止に関する条例施行規則の一部改正）

第3条 京都府薬物の濫用の防止に関する条例施行規則（平成27年京都府規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号イ中「第6号」を「第5号」に改める。

附 則

- この規則は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。
- 改正法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第1条の規定による改正前の大麻取締法（昭和23年法律第124号）第10条第5項の規定による大麻取扱者の登録事項の変更及び同条第6項の規定による大麻取扱者の免許証の再交付の事務についての第2条の規定による改正後の京都府手数料徴収条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第2の5の項及び6の項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる新規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

別表第2 の5の項	大麻草の栽培の規制に関する法律第6条第3項	大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の大麻取締法（昭和23年法律第124号。以下「旧大麻法」という。）第10条第5項
	大麻草採取栽培者の	大麻取扱者の
	大麻草採取栽培者登録変更手数料	大麻取扱者登録変更手数料
別表第2 の6の項	大麻草の栽培の規制に関する法律第7条第3項	大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧大麻法第10条第6項
	大麻草採取栽培者の	大麻取扱者の
	大麻草採取栽培者免許証再交付手数料	大麻取扱者免許証再交付手数料



京都府規則第42号

京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業等の立地促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業等の立地促進に関する条例施行規則（平成14年京都府規則第2号）の一部を次のように改正する。

第11条の見出しを「(条例第9条第2項第3号の規則で定める業務施設)」に改め、同条中「第9条第2項第2号」を「第9条第2項第3号」に改め、同条第1号中オを削り、カをオとし、同号に次のように加える。

カ 商業事業部門（当該業務施設における当該部門の業務が、その顧客と直接対面する方法によらずに、専ら情報通信技術を活用して行われるものに限る。）

キ 情報サービス事業部門

第15条を第16条とする。

第14条第1項中「特定整備事業実施計画実施状況報告書」を「特定地域整備事業実施計画実施状況報告書」に改め、同条を第15条とする。

第13条の見出し中「特定整備事業」を「特定地域整備事業」に改め、同条中「特定整備事業実施計画変更認定申請書」を「特定地域整備事業実施計画変更認定申請書」に改め、同条を第14条とする。

第12条の見出し中「特定整備事業」を「特定地域整備事業」に改め、同条中「特定整備事業実施計画認定申請書」を「特定地域整備事業実施計画認定申請書」に改め、同条を第13条とする。

第11条の次に次の1条を加える。

（条例第9条第2項第4号の規則で定める児童福祉施設）

第12条 条例第9条第2項第4号に規定する規則で定める児童福祉施設は、同項第3号に掲げる施設の従業員（専ら同項第4号に掲げる施設の業務に従事する従業員を除く。）であって常時雇用されるものの児童のために使用されることが主たる目的とされている児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所その他これに準じる施設で知事が別に定めるものをいう。

別記第2号様式の（その1）中「供さない」を「供しない」に改め、同様式の（その2）中 「1 取得した不動産
(1) 土地」

「1 取得した不動産

を (1) 特定業務施設又は特定地域業務施設 に、「(2) 家屋等」を「 イ 家屋等」に改め、「・研究所」を削り、
ア 土地」

特定業務施設等の用に供さない部分	有・無 (特定業務施設等の用に供さない部分の面積 m ²)	を
------------------	--	---

特定業務施設又は特定地域業務施設の用に供しない部分	有・無 (特定業務施設又は特定地域業務施設の用に供しない部分の面積 m ²)	に、
---------------------------	---	----

事業開始 予定日	年 月 日	を
-------------	-------	---

事業開始 予定日	年 月 日
-------------	-------

(2) (1)の特定業務施設又は特定地域業務施設の新設に併せて整備する児童福祉施設

ア 土地

所在地					
地番		地目		地積	m ²
取得日	年 月 日				

イ 家屋等（土地だけを取得した場合も、当該土地に建築する家屋の計画について記入してください。）

家屋の区分					
所在地					
家屋番号		延べ面積	m ²	階数	階
構造					
他用途 への利用	児童福祉施設の用に供しない部分	有・無 (児童福祉施設の用に供しない部分の面積 m ²)			
	うち住宅部分	有・無 (住宅部分の面積 m ²)			
着工日	年 月 日 (建築済みの家屋を取得する場合は、記入不要)				
取得日	年 月 日				
取得価額	家屋	円	家屋以外の設備	円	
事業開始予定 日(当該児童福祉施設について)	年 月 日				

に、「(1) 特定業務施設等」を「(1) 特定業務施設又は特定地域業務施設」に改め、「該当する従業員」の右に「の計画認定」を加える。

別記第3号様式の(その1)中「供さない」を「供しない」に、「家屋に係る」を「家屋を含む府内に所在する全ての事業所における」に、「(2) その他機械装置等の取得に係る領収書及び写真等知事が必要と認める書類」を「(2) 家屋の取得に係る領収書並びに当該家屋の外観及び全ての部屋の内部の状況が分かる写真」に改め、同様式の(その3) 機械装置等の取得に係る領収書及び当該機械装置の写真等知事が必要と認める書類」

「1 取得した不動産」を「1 取得した不動産」に、「(2) 家屋等」を「イ 家屋」に改め、「・研究所」を削り、

特定業務施設等の用に供さない部分	有・無 (特定業務施設等の用に供さない部分の面積 m ²)
------------------	--

を

特定業務施設又は特定地域業務施設の用に供しない部分	有・無 (特定業務施設又は特定地域業務施設の用に供しない部分の面積 m^2)	に、
---------------------------	--	----

事業開始日	年 月 日	を
-------	-------	---

事業開始日	年 月 日
-------	-------

(2) (1)の特定業務施設・特定地域業務施設の新設に併せて整備する児童福祉施設

ア 土地

所在地					
地番	地目	地積	m^2		
取得日	年 月 日				

イ 家屋等

家屋の区分					
所在地					
家屋番号	延べ面積	m^2	階数	階	
構造					
他用途への利用	児童福祉施設の用に供しない部分	有・無 (児童福祉施設の用に供しない部分の面積 m^2)			
	うち住宅部分	有・無 (住宅部分の面積 m^2)			
着工日	年 月 日 (建築済みの家屋を取得する場合は、記入不要)				
取得日	年 月 日				
取得価額	家屋	円	家屋以外の設備	円	
事業開始日(当該児童福祉施設について)	年 月 日				

に、「(1) 特定業務施設等」を「(1) 特定業務施設又は特定地域業務施設」に、「(2) その他家屋以外の設備の取得に係る領収書及び写真等知事が必要と認める書類」を「(2) 家屋の取得に係る領収書並びに当該家屋の外観及び全ての部屋の内部の状況が分かる写真が必要と認める書類」に改める。

別記第4号様式の(その2)中「第9条第1項」を「(以下「条例」という。)第9条第1項」に、「同条例」を「条例」に、

土 地	所 在 地		明細は、特定業務施設等の用に供する不動産の取得に対する不動産取得税の不均一課税の適用を受けるための確認通知書の写し（別添）のとおり
	面 積	m ²	
家 屋	所 在 地		
	延 べ 面 積	m ²	

を

土 地	特定業務施設又は特定地域業務施設	所 在 地		明細は、特定業務施設等の用に供する不動産の取得に対する不動産取得税の不均一課税の適用を受けるための確認通知書の写し（別添）のとおり
		面 積	m ²	
	※児童福祉施設	所 在 地		
		面 積	m ²	
家 屋	特定業務施設又は特定地域業務施設	所 在 地		
		面 積	m ²	
	※児童福祉施設	所 在 地		
		延 べ 面 積	m ²	

※ 条例第9条第2項第2号に規定する特定業務児童福祉施設で認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載のあるもの又は同項第4号に規定する児童福祉施設で認定を受けた特定地域整備事業の計画に記載のあるもの

に改める。

別記第6号様式中「(第12条関係)」を「(第13条関係)」に、「特定整備事業実施計画認定申請書」を「特定地域整備事業実施計画認定申請書」に、「の特定整備事業」を「の特定地域整備事業」に、「特定整備事業の実施に関する計画別紙」を「特定地域整備事業の実施に関する計画別紙」に改め、「写し」の右に「及び登記事項証明書」を加え、

〔4〕 登記事項証明書

を〔4〕(1)から(3)までに掲げるもののほか、

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、知事が特に必要と認める書類

知事が特に必要と認める書類」に改め、同様式の（別紙）を次のように改める。

(別紙)

特定地域整備事業の実施に関する計画

1 特定地域整備事業の実施に関する計画の内容

(1) 特定地域業務施設及びこれに併せて整備する児童福祉施設（以下「特定地域業務施設等」という。）の整備内容

ア 整備目的

イ 整備内容

(7) 特定地域業務施設等の種別（事務所又は研修所の該当する欄に○印を記入してください。）

事 務 所	研 修 所	児童福祉施設

注 「児童福祉施設」欄には、保育所その他の児童福祉施設の種別を記入してください。

(4) 整備場所（特定地域業務施設と児童福祉施設を異なる場所に整備する場合は、それぞれの所在地を記入してください。）

(9) 取得等の別（該当する欄に○印を記入してください。）

・ 特定地域業務施設

区 分	新 築	増 築	購 入	賃 貸	用 途 変 更
土 地					
建 物					

・ 児童福祉施設

区 分	新 築	増 築	購 入	賃 貸	用 途 変 更
土 地					
建 物					

注 特定地域整備事業の実施を計画する以前からの所有地にこれらの特定地域業務施設等を整備する場合には、土地の「用途変更」欄に○印を記入してください。

(エ) 特定地域業務施設等となる建物等

区 分	項 目	全 体	対 象 部 分	備 考
土 地	敷 地 面 積	m ²	m ²	
建 物	延 べ 面 積	m ²	m ²	
建 物 附 属 設 備	種 類			
	数 量 等			
構 築 物	種 類			
	数 量 等			
機 械 装 置	種 類			
	数 量 等			

- 注 1 特定地域業務施設等以外の業務施設（工場等）を整備する場合は、その整備計画の全体について記入してください。
- 2 特定地域業務施設以外に、児童福祉施設又は特定地域業務施設以外の業務施設（工場等）を整備する場合には、「備考」欄に対象となる具体的な部分（対象部分のあるフロア等）等を特定地域業務施設又は児童福祉施設ごとに記入してください。
- 3 特定地域業務施設等以外の業務施設（工場等）を整備する場合であって、土地、建物（共有部分）、建物附属設備又は構築物の各対象部分を明確に区分することができないときのそれぞれの「対象部分」欄には、建物（建物の共有部分の対象部分を明確に区分することができないときは、その部分を除く。）についての特定地域業務施設等の用に供する部分とそれ以外の用に供する部分との延べ面積の比により按分した面積又は数量等を記入してください。
- 4 複数の土地又は建物がある場合は、記入欄を追加の上、それぞれの土地又は建物ごとに記入してください。
- 5 複数の建物附属設備、構築物又は機械装置がある場合は、記入欄を追加の上、それぞれの種類ごとに記入してください。

6 特定地域業務施設等の図面又は外観のイメージを表す書類等を添付してください。

(カ) 児童福祉施設の種別、利用定員数及び利用見込み者数のうち従業員の児童数

施設の種別	利用定員数	利用見込者数のうち従業員の児童数
	人	人
	人	人

注 1 特定地域業務施設と併せて児童福祉施設を整備する場合に記入してください。

2 複数の児童福祉施設を整備する場合には、児童福祉施設の種別ごとに記入してください。

(キ) 事業期間（事業期間の終期は、特定地域業務施設等の整備を終了した上で組織改正及びそれに伴う人事異動が終了する時期としてください。）

ウ 特定地域業務施設等の整備の実施時期

(7) 特定地域業務施設の実施時期

区 分	時 期	備 考
土 地 の 取 得	年 月	
着 工	年 月	
完 成	年 月	
事 業 供 用 開 始	年 月	

注 1 特定地域業務施設を賃貸により整備する場合は、「着工」欄に賃貸借契約の締結の時期を、「完成」欄に入居の時期を記入してください。

2 複数の特定地域業務施設を整備する場合は、特定地域業務施設ごとにそれぞれの実施時期が分かるように記入してください。

(8) 児童福祉施設の実施時期

区 分	時 期	備 考
土 地 の 取 得	年 月	
着 工	年 月	
完 成	年 月	
事 業 供 用 開 始	年 月	

注 1 特定地域業務施設と併せて児童福祉施設を整備する場合に記入してください。

2 児童福祉施設を賃貸により整備する場合は、「着工」欄に賃貸借契約の締結の時期を、「完成」欄に入居の時期を記入してください。

3 複数の児童福祉施設を整備する場合は、児童福祉施設ごとにそれぞれの実施時期が分かるように記入してください。

(2) 業務施設において実施する業務

ア 移転等を実施する業務

移転等を実施する業務部門	申請時において所在している事業所の名称	備 考

注 「移転等を実施する業務部門」欄には、調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門、商業事業部門、情報サービス事業部門又は研修所の別を記入してください。

イ 特定地域業務施設等において実施する業務の内容

ウ 組織体制図

(事業実施前)
(事業実施後)

注 組織体制図には、組織の全体について記入するとともに、それぞれの部署ごとに、その所在地並びに事業実施前及び事業実施後（予定）における常時雇用する従業員の数が分かるように記入してください。

2 特定地域業務施設において常時雇用する従業員に関する事項

(1) 特定地域業務施設において常時雇用する従業員の数

区分	時期	申請時	1期目	2期目	3期目	4期目	5期目	終了時
		人	人	人	人	人	人	人
常時雇用する従業員数								
上記のうち府内常時雇用者数								

- 注 1 「1期目」欄から「5期目」欄までの各欄には、申請者の各事業年度の末日の従業員の予定数を記入してください。
- 2 「終了時」欄には、事業期間の末日の従業員の予定数を記入してください。事業期間の末日を含む期間が5期目までの期間に含まれる場合には、1にかかわらず、当該該当する期間の欄には記入せず、「終了時」欄に当該予定数を記入してください。
- 3 「府内常時雇用者」とは、府内に住所を有する従業員で、常時雇用され、かつ、雇用保険法に定める雇用保険の被保険者であるものをいいます。

(2) (1)の府内常時雇用者に該当する従業員の申請時からの増加数

区分	時期	1期目	2期目	3期目	4期目	5期目	終了時	合計
		人	人	人	人	人	人	人
新規雇用者数								
府の区域外の他の事業所からの転勤者数								
府内の他の事業所からの転勤者数								

(3) (1)の府内常時雇用者のうち新規雇用者及び府の区域外の他の事業所からの転勤者の職種

職業分類	1期目	2期目	3期目	4期目	5期目	終了時	合計
	人	人	人	人	人	人	人
合計							

注 「職業分類」欄には、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準職業分類の中分類のうちから該当するものを記入してください。

3 特定地域整備事業の実施に必要な資金及びその調達方法

(1) 特定地域業務施設等の整備に必要な資金

区 分	取 得 価 格 等	備 考
	百万円	
土 地		
建 物		
建 物 附 属 設 備		
構 築 物		
機 械 装 置		
そ の 他		
合 計		

- 注 1 特定地域業務施設等以外の業務施設（工場等）を整備する場合は、その整備計画の全体について記入してください。ただし、建物が複数ある場合など、特定地域業務施設、児童福祉施設及び特定地域業務施設等以外の施設ごとに区分することができる場合は、その内訳を記入してください。
- 2 複数の建物附属設備、構築物又は機械装置がある場合は、その合計額を「取得価格等」欄に記入の上、「備考」欄に主な内訳等を特定地域業務施設又は児童福祉施設ごとに記入してください。

(2) 特定地域業務施設等の整備に必要な資金の調達方法

調 達 方 法	金 額	備 考
	百万円	
自 己 資 金		
借 入 金		
社 債 等		
出 資		
そ の 他		
合 計		

- 注 1 特定地域業務施設、児童福祉施設及びこれら以外の施設ごとに区分することができる場合は、その内訳を記入してください。
- 2 国、京都府、市町村等からの補助については、「その他」欄に記入してください。
- 3 「合計」欄の額は、(1) 特定地域業務施設等の整備に必要な資金の表の「合計」欄の額と同じ額となるようにしてください。

別記第7号様式中「(第13条関係)」を「(第14条関係)」に、「特定整備事業実施計画変更認定申請書」を「特定地域整備事業実施計画変更認定申請書」に、「特定整備事業実施計画」を「特定地域整備事業実施計画」に改める。

別記第8号様式中「(第14条関係)」を「(第15条関係)」に、「特定整備事業実施計画実施状況報告書」を「特定地域整備事業実施計画実施状況報告書」に、「特定整備事業実施計画」を「特定地域整備事業実施計画」に、「特定整備事業実施計画の実施状況 別紙」を「特定地域整備事業実施計画の実施状況 別紙」に、「注 特定業務施設等」を「注

特定地域業務施設及び併せて整備する児童福祉施設(以下「特定地域業務施設等」という。）」に改め、同様式の(別紙)中「特定整備事業実施計画」を「特定地域整備事業実施計画」に、「1 特定業務施設等」を「1 特定地域業務施設等」に、「(1) 特定業務施設等の」を「(1) 特定地域業務施設等の」に、「(2) 特定業務施設等」を「(2) 特定地域業務施設」に、

事 業 供 用 開 始	年 月	
-------------	-----	--

(3) 組織体制図

- 注 組織の全体について記入するとともに、それぞれの部署ごとに、その所在地及び報告時における常時雇用する従業員の数が分かるように記入してください。

を
「

事業供用開始	年 月	
--------	-----	--

注 複数の特定地域業務施設を整備した場合は、それぞれの時期を記入してください。

(3) 児童福祉施設の整備の実施時期（報告時まで完了したものに限る。）

区 分	時 期	備 考
土地の取得	年 月	
着 工	年 月	
完 成	年 月	
事業供用開始	年 月	

注 特定地域業務施設と併せて児童福祉施設を整備した場合に記入してください。複数の児童福祉施設を整備した場合は、それぞれの時期を記入してください。

(4) 組織体制図

注 1 組織の全体について記入するとともに、それぞれの部署ごとに、その所在地及び報告時における常時雇用する従業員の数が分かるように記入してください。

2 報告する日の属する事業年度の直前の事業年度の末日（計画終了時は、事業期間の末日）におけるそれぞれの部署の従業員数を記入してください。

に、「特定業務施設等に」を「特定地域業務施設に」に改め、同様式の（別紙）に次のように加える。

3 児童福祉施設の用途、利用人数及び利用者数のうち従業員の童数

施設の種別	利用人数	利用者数のうち従業員の児童数
	人	人
	人	人

注 1 特定地域業務施設と併せて児童福祉施設を整備した場合に記入してください。

2 複数の児童福祉施設を整備した場合には、児童福祉施設の種別ごとに記入してください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

京都府告示第359号

京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業等の立地促進に関する条例施行規則第12条の規定により保育所に準じる施設を定める告示を次のように定める。

令和6年7月8日
京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業等の立地促進に関する条例施行規則第12条の規定により保育所に準じる施設を定める告示

京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業等の立地促進に関する条例施行規則（平成14年京都府規則第2号）第12条の規定による保育所に準じる施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設
- (2) 児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業を行う施設
- (3) 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設（同項第1号に規定する家庭的保育者の居宅を除く。）
- (4) 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う施設
- (5) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設（同項第1号ハに掲げる施設を除く。）
- (6) 児童福祉法第6条の3第13項に規定する病児保育事業を行う施設
- (7) 児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設（同項の規定による届出がされるものに限る。）のうち、同法第6条の3第9項に規定する業務を目的とするもの（同項第1号に規定する家庭的保育者の居宅を除く。）、同条第10項に規定する業務を目的とするもの若しくは同条第12項に規定する業務を目的とするもの（同項第1号ハに掲げる施設を除く。）又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とするもの
- (8) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園（同条第7項に規定する幼保連携型認定こども園を除く。）
- (9) 前各号に掲げる施設と併せて整備される授乳室その他の子育てに関する施設

附 則

この告示は、令和6年7月8日から施行する。

京都府告示第360号

京都府遊泳者及びプレジャーボートの事故の防止等に関する条例（平成26年京都府条例第7号）第8条第3項の規定により、遊泳区域を指定する告示（令和6年京都府告示第340号）で指定した次の遊泳区域について、指定を解除する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。

令和6年7月8日
京都府知事 西 脇 隆 俊

1 区域

海水浴場の名称	所在地	区域の表示
泊海水浴場	与謝郡伊根町字泊	次の図のとおり

2 縦覧場所 京都府文化生活部安心・安全まちづくり推進課及び京都府丹後広域振興局地域連携・振興部宮津地域総務防災課